

勝山寮委員会設置規程

公益財団法人 星 陵 会

2019（令和元）年11月25日 制定

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人星陵会（以下、「当法人」という）において、勝山寮の円滑な運営及び施設の整備を検討するための委員会（「勝山寮委員会」。以下「委員会」という）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員会）

第2条 委員会は、当法人勝山寮施設管理規程に従い、勝山寮の運営及び施設の整備の検討を行うものとする。

2 委員会は、委員長が招集する。

（委員の選任）

第3条 委員会の委員は、1名を理事の中から、3名ないし4名を外部有識者の中から、理事長が選任する。

（委員長）

第4条 委員のうち1名を委員長、1名を副委員長とし、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の議長としての職務を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がいない場合はこれを代行する。

（議決）

第5条 委員会の議決は、過半数の委員が出席し、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

（任期）

第6条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

（補則）

第8条 この規程によるほか、議事の運営について必要な事項は、委員会において定める。

附則

この規程は、2019（令和元）年12月1日から施行する。